

会 議 顛 末 書

会議名	令和３年度第１回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会
日 時	令和３年７月１３日（火）１０：００～
場 所	恵庭市民会館２階 大会議室
出席者	【委員】津田部会長、泉副部会長、下原委員、佐山委員、寺田委員、丸山委員、長谷川委員、高橋正俊委員、笹嶋委員 ９名 （欠席委員）薬袋委員、高橋光彦委員 ２名 【恵庭市】狩野保健福祉部長、足立保健福祉部次長、高橋保健センター長、伊東子ども未来部長、高橋子ども未来部次長、佐々木子ども発達支援センター長、狩野子ども家庭課長、前野子ども家庭課主査、小路障がい福祉課長、佐藤障がい福祉課主査、小山障がい福祉課主査、鈴木 １２名 【傍聴者】１名
内 容	１．開会 ２．保健福祉部長挨拶 ３．委員・関係職員自己紹介 ４．部会長・副部会長の選任 ≪委員≫事務局一任の声あり ≪事務局≫部会長に津田委員、副部会長に泉委員を提案→承認 ５．議事 【審議事項】 （１）恵庭市障がい児通所支援利用者負担金助成事業について（資料１） （子ども家庭課より説明） 以下、質疑応答 ≪委員≫ この事業の令和元年度の決算額が多い理由と、事業廃止により影響を受ける方がどれくらいいるのか、また影響額はどれくらいか。（資料３ｐ） ≪市≫ 令和元年度に決算額等が多いのは、所得割算定にあたり、住宅取得控除や寄付金控除を考慮しないことが要綱に規定されていなかったため、住宅取得や寄付をして所得控除を受けた結果、所得割が２万円未満となった世帯も対象となり増加したものの。令和２年度に要綱を改正しこの点を整理した結果、令和２年度については７名の申請となった。 また、事業廃止により影響を受ける方とその額は、令和２年度に申請のあった７名、１８万円相当である。 ≪部会長≫ ほかに質問がなければ事務局より説明のあったとおりすすめてよろしいか。 →了承

【報告事項】

(1) えにわ障がい福祉プランの取組状況について

①恵庭市障がい福祉計画の取組状況（資料 2-1）

（障がい福祉課より説明）

②恵庭市障がい児福祉計画の取組状況（資料 2-2）

（子ども家庭課より説明）

以下、質疑応答

《委員》

地域生活支援拠点について、札幌市で 1 か所整備されているということだが、これについて詳しく教えてもらいたい。（資料 11 p）

《市》

前期のプランでは、札幌障がい保健福祉圏域に 1 か所整備することを目標としており、札幌市が令和 2 年度に整備したことにより目標は達成したところである。しかしながら恵庭の方が札幌の地域生活支援拠点を利用するにあたっては現実的に難しい面もあるため、今期の計画では、恵庭市における地域生活支援拠点の機能や体制について自立支援協議会で検討していく予定としている。

《委員》

市内には就労定着支援事業所がないということだが、その現状を変えることはできないのか。（資料 11 p）

《市》

現時点では市内に事業所がないため、就労移行支援事業所の職員が、一般就労した方の相談に応じている。あるいは、障がい福祉サービスを併用している方については、計画相談支援事業所で相談を受けている状況。

《委員》

企業の中で長く勤められる環境を作るには、就労定着支援事業所は必要。ぜひ恵庭市として体制づくりをやっていただきたい。

《市》

市が事業所を誘致するという事は難しいが、どのような方法で就労定着支援につなげるのか、また、就労支援コーディネーターの活用や、障がいの個々の特性について企業側の理解を得ることなどを含め、近隣市の状況等の情報収集に努めていきたい。

《委員》

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、何年度を目指して構築するのか。それに関しての市民周知はどのように取り組むのか。（資料 10 p）

また、相談支援体制の充実・強化について、市の強化策として目標が 3 点あるが、具体的にどのようなことをするのか。（資料 13 p）

《市》

10 ページの地域包括ケアシステムについて、具体的に何年度までに構築という目標はないが、構築に向けての協議の場として専門プロジェクトを設置しており、そのなかで、精神障害の方が地域で暮らすときの住まいの問題につ

いて、自立支援協議会の地域つながり部会で協議することとなっている。また、構築にあたってはピアサポーターの活用も重要であるが、これも自立支援協議会のそうだん部会でピアサポーターの取組ができるかどうか協議をする予定。なお、今年度、精神障害をテーマに市民向け講演会を予定しており、講演会を通して市民周知を行いたいと考えている。

13 ページの相談支援体制の充実・強化については、市内にある計画相談支援事業所との情報交換会や、自立支援協議会のそうだん部会、相談支援業務を委託している e ふらっとと高齢者の地域包括支援センターとの連携強化会議の開催回数を目指している。

《委員》

相談支援体制について、市民の目に見える形で取組み、相談しやすい環境になったと思ってもらえるよう進めてもらいたい。地域包括ケアシステムについても、市民の声や悩みに真摯に向き合い、悩んでいる方とともに構築していただきたい。

《市》

相談体制の在り方に関して、市民の方へのよりわかりやすい周知方法について検討を重ね、体制強化、相談しやすい環境の整備につなげていきたい。

《委員》

地域生活支援事業の自発的活動支援事業について、家族会等の障がい者関係団体への支援はあるのか。例えば私たちの団体も活動のために会場を確保したりするが、そういった事業の運営にかかる支援があるのか。(資料 24 p)

《市》

各障がい者関係団体への支援について、例えば会場借り上げ費用については、社会福祉団体登録をして公共施設を減免料金で借り上げることができる制度がある。

自発的活動支援事業に関しては、今後関係機関と支援の内容についても協議してまいりたい。

【報告事項】

(2) 障がい福祉施策における重点事項について

①農福連携事業について (資料 3-1)

②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組について (資料 3-2)

③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業について (資料 3-3)
(障がい福祉課より説明)

以下、質疑応答

《委員》

意見であるが、手話言語条例による施策の具体的取組に関して、聴覚障害になった方はいきなり手話を使えるわけではないので、要約筆記の文言を入れるべきであったと思う。また、視覚障害を併せ持つ方については、手話は見えないので、手のひら書きが有効である。このような要約筆記や手のひら書きなどの初期段階での取組に視野を広げ、取組内容として明記してあればよかった。(資料 65 p)

《委員》

手話言語条例による施策の取組から数年経つが、ろう者からの評価や、また課題等があればお聞きしたい。加えて、コロナ禍や災害に備えるための環境整備として、近隣市ではすでに進んでいる遠隔手話通訳がなぜ恵庭市では進まないのか危惧している。また、国の制度により始まった電話リレーサービスの周知について市はどう考えているのか。(資料 65 p)

《市》

電話リレーサービスの周知については、市の HP、facebook で周知をしているところ。(広報 7 月号にも掲載。) 遠隔手話サービスについても、昨年度より Web 会議システムを利用して対応できる体制はあるが、病院等相手側の理解や市の周知方法等が十分でない部分もあるため、今後もこれらの課題に対応していく。また、防災関連では、避難所の運営等で必要があった場合に、手話及び要約筆記等の対応をどのようにできるかの検討を進めている。

《市》

ろう者からの評価については、今年 5 月に千歳聴力障害者協会との懇談会にて、手話言語条例に関する取組を報告させていただき、引き続き取組を進めるよう意見をいただいた。

《委員》

防災に関しては、職員が手話対応するのは難しいと思うので、タブレットを通して情報保証ができると、ろう者にとっての安心・安全につながるのでは。また電話リレーサービスは、健聴者の私たちにも関係するため、広く周知が必要。

《部会長》

ほかに意見がなければ議事を終わりとする。事務局より連絡事項等あるか。

《市》

令和 2 年 3 月に、駒場町にある旧恵庭市青少年研修センター等の土地活用について、民間事業者等からの提案を受けるサウンディング型市場調査が実施されており、2 事業者より提案があったところである。うち 1 社については、障がい児者の社会福祉施設の整備・設置という内容で提案されている。これについては、障がい福祉プランの基本理念や基本方針にある社会参加と共生の推進等に合致しているため、本専門部会でもこの内容について共有し、議論いただきたい。

《委員》

青少年研修センター、駒場体育館、パークゴルフ場を一体として整備するということだが、周辺住民の同意を得られるかが一番の問題。時間をかけて、慎重にすすめていただきたい。

《部会長》

十分な配慮のもとに進めていただきたい。これにて本日の議事をすべて終了とする。